

## 帯広市障害者虐待に関する事業報告

### (1) 令和5年度における事業報告

#### ① 障害者虐待防止に関する啓発

帯広市地域自立支援協議会（地域生活支援会議）

- ・日 程 令和5年12月21日（木）
- ・出席者数 133名
- ・実施内容 障害者虐待に関する基本的なことを学び、虐待件数などの現状や、事業所における虐待防止の取り組みについて研修を実施。
- ・講義内容
  1. 障害者虐待の基本的な理解
  2. 障害者虐待の状況
  3. 虐待への法的対応
  4. 事業所における虐待防止の取り組み

帯広市地域自立支援協議会（地域生活支援会議）

- ・日 程 令和6年1月25日（木）
- ・出席者数 32名
- ・実施内容 「各事業所の虐待防止への取り組みについて」をテーマに、グループワークを実施。
- ・主な意見
  - 防犯カメラの設置が効果的
  - “これは虐待にあたるか“を話しあえる環境づくりが重要
  - 呼び方について、ちゃん・くん呼びは、さん呼びに統一…など。

#### ② 障害者虐待防止ネットワーク会議

- ・日 程 令和6年1月30日（火）
- ・開催目的 市における関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備
- ・議事内容
  - 令和4年度及び令和5年度における事業報告
  - 令和4年度帯広市における障害者虐待の状況
  - 令和5年度帯広市における障害者虐待の状況
  - 令和6年度以降の本会議のあり方
  - 意見交換「一人暮らしのセルフネグレクトへの支援等」
- ・主な意見
  - 一人暮らしのセルフネグレクトで支援拒否のケースは、地域や親族などからの孤立が背景にあり、支援の受入には時間が必要
  - 民生委員、町内会、友達など、気にかけてくれる人とつながることが大事
  - ごみ問題では行政が介入する法的根拠がない、本人がごみと認めない、片づけられない、処理費用がない等の理由により解決が困難な状況…など。

(2) 令和5年度帯広市における障害者虐待の状況

1) 全体概要

①令和5年度 通報等件数及び虐待を受けたと判断した件数

- ・通報件数については、養護者からの虐待が最も多く、全体の半分以上を占めている。
- ・認定件数については施設従事者等の虐待のみ。

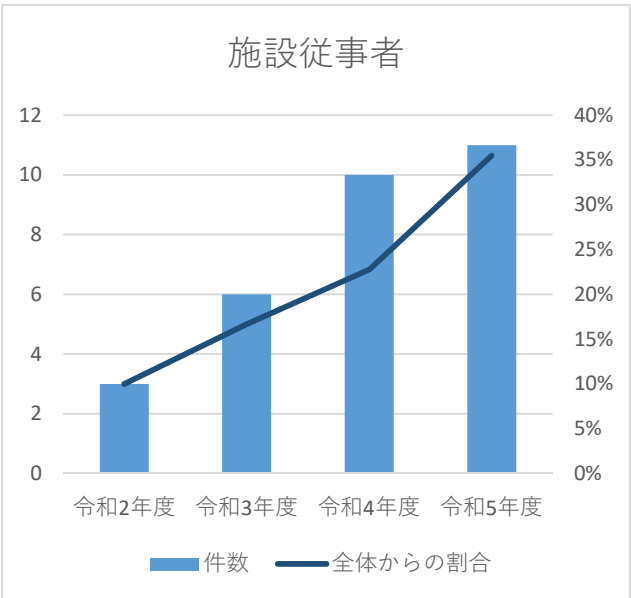
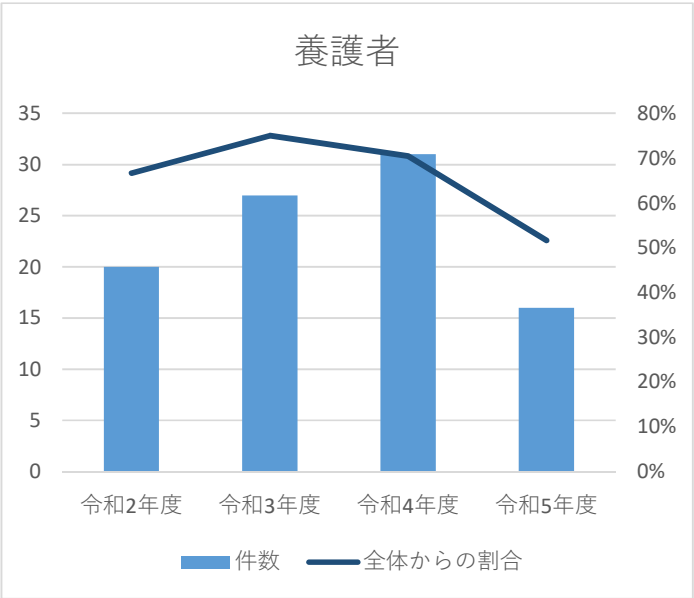
| 区分     | 通報等<br>件数 | 虐待を受けたと判断した件数 |    |     |       |     |   |
|--------|-----------|---------------|----|-----|-------|-----|---|
|        |           | 類型内訳（重複あり）    |    |     |       |     |   |
|        |           | 身体的           | 性的 | 心理的 | ネグレクト | 経済的 |   |
| 養護者    | 16        | 0             | 0  | 0   | 0     | 0   | 0 |
| 施設従事者等 | 11        | 5             | 4  | 0   | 1     | 0   | 1 |
| 使用者    | 2         | 0             | 0  | 0   | 0     | 0   | 0 |
| その他    | 2         | 0             | 0  | 0   | 0     | 0   | 0 |
| 計      | 31        | 5             | 4  | 0   | 1     | 0   | 1 |

- 養護者 … 家族、親族、同居人等
- 施設従事者 … 障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター等に  
従事する者
- 使用者 … 障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者、その他その事業の労働者に関する  
事項について事業主のために行う行為をする者
- その他 … 上記以外の者(関係機関へ引き継ぎ、必要に応じて市町村にて対応を行う)

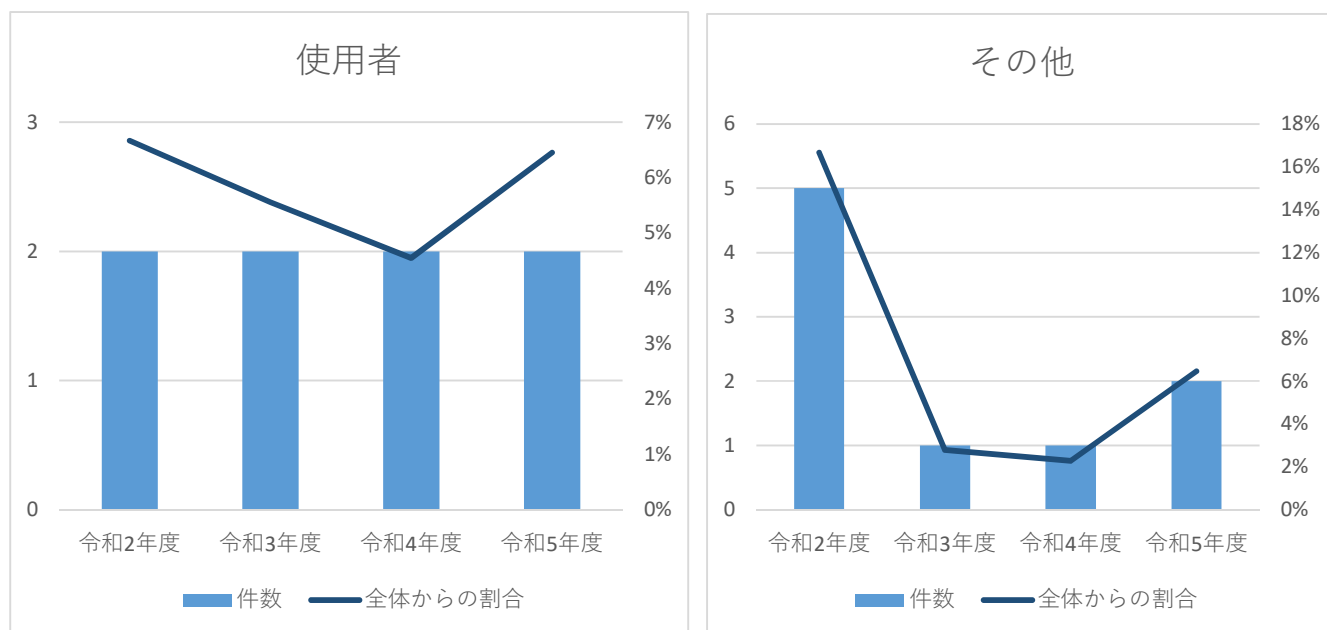
②年度別 通報等件数の推移

- ・通報件数は増加傾向にあったが、令和5年度は減少した。近年では令和4年度が最も多い。
- ・令和4年度までは養護者に係る通報が全体の7～8割を占めていたが、令和5年度は減少した。
- ・施設従事者に係る通報は年々増加している。

| 年度    | 計  | 養護者 | 施設従事者 | 使用者 | その他 | 虐待を受けたと<br>判断した件数 |
|-------|----|-----|-------|-----|-----|-------------------|
| 令和2年度 | 30 | 20  | 3     | 2   | 5   | 5                 |
| 令和3年度 | 36 | 27  | 6     | 2   | 1   | 4                 |
| 令和4年度 | 44 | 31  | 10    | 2   | 1   | 10                |
| 令和5年度 | 31 | 16  | 11    | 2   | 2   | 5                 |



「使用者」、「その他」は次頁



### ③通報等の対応区分

・一時保護・分離となっているのは、施設従事者等による虐待の2件であり、虐待者の退職により「分離」となったケース。

| 区分     | 一時保護・分離 | 相談・助言 | 関係者へ対応を依頼 | 特になし<br>(必要時に対応) | うち関係者と共有 | その他 | 計  |
|--------|---------|-------|-----------|------------------|----------|-----|----|
| 養護者    | 0       | 0     | 1         | 15               | (15)     | 0   | 16 |
| 施設従事者等 | 2       | 0     | 0         | 9                | (8)      | 0   | 11 |
| 使用者    | 0       | 0     | 0         | 2                | (1)      | 0   | 2  |
| その他    | 0       | 0     | 0         | 2                | (2)      | 0   | 2  |
| 計      | 2       | 0     | 1         | 28               | (26)     | 0   | 31 |

### ④虐待を受けたと判断した事例の被虐待者の障害種別

・虐待認定ケース1件につき、被虐待者が複数人あるいは複数の障害種別に該当する場合、それぞれの障害種別に1カウントしている。  
・障害種別「知的障害」は、全ての虐待認定ケースの被虐待者に含まれている。

| 区分     | 虐待認定<br>件数 | 障害種別 |      |      |        |
|--------|------------|------|------|------|--------|
|        |            | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | その他・不明 |
| 養護者    | 0          | 0    | 0    | 0    | 0      |
| 施設従事者等 | 5          | 3    | 5    | 2    | 0      |
| 使用者    | 0          | 0    | 0    | 0    | 0      |
| その他    | 0          | 0    | 0    | 0    | 0      |
| 計      | 5          | 3    | 5    | 2    | 0      |

## 2) 区分ごとの状況（養護者による障害者虐待）

身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当します。虐待の通報を受けた場合や虐待を発見した場合は、市町村において事実確認や立入調査等を行い、必要に応じて一時保護等の措置を講じます。

### ①年度別 通報等件数及び虐待を受けたと判断した件数の全国・全道との比較

- ・全国では、通報件数及び虐待件数ともに増加している。
- ・全道では、通報件数は令和2年度をピークに増減しているが、虐待件数は減少している。
- ・令和5年度における帯広市の通報件数は16件で、前年度と比較し15件減少している。また、虐待件数については0件となっており、前年度と比較し5件減少している。

| 年度    | 通報等件数  |        |    | うち虐待件数 |        |    |
|-------|--------|--------|----|--------|--------|----|
|       | 全国*    | 全道*    | 帯広 | 全国*    | 全道*    | 帯広 |
| 令和2年度 | 6,556  | 483    | 20 | 1,768  | 47     | 3  |
| 令和3年度 | 7,337  | 422    | 27 | 1,994  | 46     | 3  |
| 令和4年度 | 8,650  | 446    | 31 | 2,123  | 31     | 5  |
| 令和5年度 | 今後公表予定 | 今後公表予定 | 16 | 今後公表予定 | 今後公表予定 | 0  |

\* 全国：厚生労働省発表資料、全道：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課発表資料

### ②通報者の状況

- ・警察からの通報が最も多くなっており、全体の82%を占めている。

| 通報者等         | 件数 | 割合    |
|--------------|----|-------|
| 本人           | 0  | 0.0%  |
| 家族・親戚        | 1  | 5.9%  |
| 近隣住民・民生委員    | 0  | 0.0%  |
| 医療関係者        | 0  | 0.0%  |
| 教職員          | 0  | 0.0%  |
| 相談支援専門員・施設職員 | 1  | 5.9%  |
| 警察           | 14 | 82.3% |
| 市町村          | 0  | 0.0%  |
| その他          | 1  | 5.9%  |
| 計            | 17 | 100%  |

\* 重複があるため実数と異なる

### ③事実確認の実施状況

|                                                        | 件数 | 割合    |
|--------------------------------------------------------|----|-------|
| 事実確認調査を行った事例                                           | 1  | 6.3%  |
| 立入調査（法第11条）以外の方法により事実確認調査を行った事例                        | 1  | 6.3%  |
| 訪問調査により事実確認を行った事例                                      | 0  | 0.0%  |
| 訪問調査を行わずに関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例                     | 1  | 6.3%  |
| 法第11条に基づく方法により事実確認調査を行った事例                             | 0  | 0.0%  |
| （立入調査のうち）警察が同行した事例                                     | 0  | 0.0%  |
| （立入調査のうち）市独自で実施した事例                                    | 0  | 0.0%  |
| 事実確認調査を行っていない事例                                        | 15 | 93.8% |
| 相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例             | 14 | 87.5% |
| 相談・通報・届出を受理、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例（確認中を含む） | 0  | 0.0%  |
| 他部署等に引継ぎ                                               | 1  | 6.3%  |
| 計                                                      | 16 | 100%  |

④事実確認調査の結果

|                    | 件数 | 割合     |
|--------------------|----|--------|
| 虐待を受けた又は受けたと思われた事例 | 0  | 0.0%   |
| 虐待ではないと判断した事例      | 0  | 0.0%   |
| 虐待の判断に至らなかった事例     | 1  | 100.0% |
| 計                  | 1  | 100.0% |

⑤虐待が認められた事例の分離等の有無・虐待が認められた事例内容  
無し。

### 3) 区分ごとの状況（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

障害者総合支援法等に規定する障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者とされ、障害者福祉施設従事者等による虐待として、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター等に従事する者が該当します。

虐待の通報を受けた場合や虐待を発見した場合は、市町村において事実確認を行ったのち、事業所の指定権者である都道府県に報告し、必要に応じて監督権限等の適切な行使や、措置等の公表を行います。

#### ①年度別 通報等件数及び虐待を受けたと判断した件数の全国・全道との比較

- ・全国では、通報件数及び虐待件数ともに増加している。
- ・全道では、通報件数は増加傾向にあり、虐待件数は令和3年度から4年度にかけて大きく増加している。
- ・令和5年度における帯広市の相談・通報件数は11件であり、増加している。

| 年度    | 通報等件数  |        |    | うち虐待件数 |        |    |
|-------|--------|--------|----|--------|--------|----|
|       | 全国     | 全道     | 帯広 | 全国     | 全道     | 帯広 |
| 令和2年度 | 2,865  | 108    | 3  | 632    | 24     | 0  |
| 令和3年度 | 3,208  | 136    | 6  | 699    | 22     | 0  |
| 令和4年度 | 4,104  | 177    | 10 | 956    | 40     | 4  |
| 令和5年度 | 今後公表予定 | 今後公表予定 | 11 | 今後公表予定 | 今後公表予定 | 5  |

\* 全国：厚生労働省発表資料、全道：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課発表資料

#### ②通報者の状況

- ・当該施設・事業所設置者からの通報（届出）が3件と最も多くなっている。

| 通報者等        | 件数 | 割合    | 通報者等          | 件数 | 割合   |
|-------------|----|-------|---------------|----|------|
| 本人          | 1  | 9.1%  | 当該施設・事業所利用者   | 0  | 0.0% |
| 家族・親戚       | 1  | 9.1%  | 当該施設・事業所実習生   | 0  | 0.0% |
| 近隣住民・民生委員   | 0  | 0.0%  | 市町村職員         | 1  | 9.1% |
| 医療従事者       | 0  | 0.0%  | 警察            | 0  | 0.0% |
| 教職員         | 1  | 9.1%  | 運営適正化委員会      | 0  | 0.0% |
| 相談支援専門員     | 0  | 0.0%  | 居宅サービス事業所等従事者 | 0  | 0.0% |
| 他の施設・事業所職員  | 1  | 9.1%  | 成年後見人等        | 0  | 0.0% |
| 当該施設・事業所職員  | 1  | 9.1%  | その他           | 0  | 0.0% |
| 当該施設・事業所元職員 | 2  | 18.2% | 不明            | 0  | 0.0% |
| 当該施設・事業所設置者 | 3  | 27.2% | 計             | 11 | 100% |

#### ③事実確認の実施状況

|                                            | 件数 | 割合    |
|--------------------------------------------|----|-------|
| 事実確認調査を行った事例                               | 6  | 54.5% |
| 虐待の事実が認められた事例                              | 2  | 18.2% |
| 虐待の事実が認められなかった事例                           | 2  | 18.2% |
| 虐待の判断に至らなかった事例                             | 2  | 18.2% |
| 事実確認調査を行っていない事例                            | 5  | 45.5% |
| 相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待の事実が認められ確認調査不要とした事例 | 2  | 18.2% |
| 他市町村へ事実確認調査を依頼                             | 2  | 18.2% |
| その他                                        | 1  | 9.1%  |
| 計                                          | 11 | 100%  |

#### ④虐待が認められた事例の分離等の有無

| 分離を行った事例 | 分離していない事例 | 検討中・調整中・その他 | 合計 |
|----------|-----------|-------------|----|
| 2        | 3         | 0           | 5  |

⑥虐待が認められた事例内容

| No. | 通報者 | 被虐待者 |          | 虐待者 | 類型 | 事案の概要             | 【対応区分】<br>対応状況 |
|-----|-----|------|----------|-----|----|-------------------|----------------|
|     |     | 性別   | 障害<br>種別 |     |    |                   |                |
| 1   |     |      |          |     |    |                   |                |
| 2   |     |      |          |     |    |                   |                |
| 3   |     |      |          |     |    | 個人情報のため非公開としています。 |                |
| 4   |     |      |          |     |    |                   |                |
| 5   |     |      |          |     |    |                   |                |

#### 4) 区分ごとの状況（使用者による障害者虐待）

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者、その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者が該当します。

虐待の通報を受けた場合や虐待を発見した場合は、通報等を受けた市町村や都道府県において事実確認を行ったのち、事業所所在地の労働局に報告し、必要に応じて監督権限等の適切な行使や、措置等の公表などを行います。

##### ①年度別 通報等件数及び虐待を受けたと判断した件数の全国・全道との比較

- ・全国では、通報件数は令和2年度をピークに増減しているが、虐待件数は増加傾向にある。
- ・全道における通報件数は令和2年度が最も多く、虐待件数は令和3年度が最も多くなっている。
- ・令和4年度における帯広市の虐待件数は前年より減少した。

| 年度    | 通報等件数  |        |    | うち虐待件数 |        |    |
|-------|--------|--------|----|--------|--------|----|
|       | 全国     | 全道     | 帯広 | 全国     | 全道     | 帯広 |
| 令和2年度 | 564    | 30     | 2  | 401    | 21     | 1  |
| 令和3年度 | 529    | 18     | 2  | 392    | 29     | 1  |
| 令和4年度 | 538    | 26     | 2  | 430    | 24     | 1  |
| 令和5年度 | 今後公表予定 | 今後公表予定 | 2  | 今後公表予定 | 今後公表予定 | 0  |

\* 全国：厚生労働省発表資料、全道：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課発表資料

\* 令和3年度の北海道の通報等件数は18件、虐待件数29件となっており、件数が逆転している。通報等件数は北海道や市町村が受理したものであり、認定件数は、北海道労働局から確認したものも含まれているため、このような数値になっていると考えられる。

##### ②相談通報の受付状況

- ・1件は、警察からの通報で対応も警察にて行われたもの。
- もう1件は、医療従事者からの通報であり、事実確認等対応は市で行ったもの。

|                       | 件数 | 割合     |
|-----------------------|----|--------|
| 帯広市で受け付けた相談・通報・届出受理件数 | 2  | 100.0% |
| 北海道で受け付け、帯広市に連絡された事例  | 0  | 0.0%   |
| 計                     | 2  | 100%   |

##### ③虐待への対応、虐待が認められた事例内容

無し。



## 5) 区分ごとの状況（その他、障害者虐待防止法の通報義務に該当しない障害者虐待）

障害者虐待防止法では、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に通報義務が定められているが、法第3条に定める「何人も障害者を虐待してはならない」の主旨を鑑み、それ以外の者から行われた障害者に対する虐待を発見した人からの虐待通報があった場合は、事案に対応すべき機関に連絡し、確実に引き継ぐまたは必要に応じて市町村が対応することとされています。

### ①年度別 通報等件数及び虐待を受けたと判断した件数の推移

・令和3年度以降、虐待となったケースはない。

| 年度    | 通報等件数  |        |    |        |
|-------|--------|--------|----|--------|
|       | 全国     | 全道     | 帯広 | うち虐待件数 |
| 令和2年度 | 434    | 28     | 5  | 1      |
| 令和3年度 | 382    | 6      | 1  | 0      |
| 令和4年度 | 436    | 今後公表予定 | 1  | 0      |
| 令和5年度 | 今後公表予定 | 今後公表予定 | 2  | 0      |

\* 全国:厚生労働省発表資料、全道:北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課発表資料

### ②相談内容に該当する機関

| 該当機関等 | 件数 |
|-------|----|
| 保健所等  | 0  |
| 学校    | 0  |
| 医療機関  | 0  |
| 官公署   | 0  |
| その他   | 2  |
| 不明    | 0  |
| 計     | 2  |

### ③相談・虐待への対応

②の2件については、障害者虐待防止法に基づく障害者と養護者の定義にあてはまらないものである。